

# 会 議 録 目 次

令和3年第6回海田町議会定例会（第3日目）

令和3年9月10日（金）午前9時00分 開議

日程第1	発議第7号	西田祐三町長に対する問責決議案……………	4
日程第2	認定第1号	令和2年度決算の認定について……………	6
日程第3	認定第2号	令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	6
日程第4	委員会提出議案第1号	認定第1号令和2年度決算の認定に係る附帯決議案……………	9
日程第5	第44号議案	工事請負契約の変更契約の締結について……………	10
日程第6	第45号議案	令和3年度海田町一般会計補正予算(第6号)……………	11
日程第7	委員会提出議案第2号	瀬野川河川堆積土砂の除却に関する意見書案……………	15
		(閉 会) ……………	17

令和3年第6回海田町議会定例会

会議録(第3号)

1. 招集年月日 令和3年9月1日(水)  
2. 招集の場所 海田町議会議事堂  
3. 開 議 9月10日(金)9時00分宣告(第3日)

4. 応招議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員(16名)

1番	石橋京子	2番	西田誠一
3番	玉川真里	4番	小田久美子
5番	富永やよい	6番	大高下光信
7番	兼山益大	8番	大江康子
9番	下岡憲国	10番	宗像啓之
11番	久留島元生	12番	多田雄一
13番	崎本広美	14番	前田勝男
15番	佐中十九昭	16番	桑原公治

7. 欠席議員

なし



8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	西田祐三
副町	長	今岡寛之
教育	長	佐々木智彦
企画部	長	鶴岡靖三
総務部	長	丹羽勤
福祉保健部	長	森川雅枝
建設部	長	久保田誠司
教育	次長	森山真文
下水道担当	参事	龍岩広幸
建設部	次長	門前誠司
企画	課長	藤原靖
魅力づくり推進	課長	脇本健二郎
財政	課長	吉本真人
総務	課長	中村修介
税務	課長	松井良哲
防災	課長	宮垣将司
デジタル推進	課長	下野武士
町民生活	課長	水川綾子
住民	課長	近森茂
社会福祉	課長	杉本幸穂
こども	課長	新藤正敏
長寿保険	課長	岩本宏美
保健センター	所長	森原知美
上下水道	課長	木村生栄
建設部付	課長	早稲田誠

(地方公営企業法適用化担当)

会 計 管 理 者 中 川 修 治  
生涯学習課長 中 下 義 博  
学校教育課教育指導監 松 本 孝 司

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 倉 本 勇 登  
主 査 水 野 啓 太  
主 任 辻 千 奈 美

~~~~~○~~~~~

10. 議 事 日 程

- 日程第1 発議第7号 西田祐三町長に対する問責決議案  
日程第2 認定第1号 令和2年度決算の認定について  
日程第3 認定第2号 令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
日程第4 委員会提出議案第1号 認定第1号令和2年度決算の認定に係る附帯決議案  
日程第5 第44号議案 工事請負契約の変更契約の締結について  
日程第6 第45号議案 令和3年度海田町一般会計補正予算（第6号）  
日程第7 委員会提出議案第2号 瀬野川河川堆積土砂の除却に関する意見書案

~~~~~○~~~~~

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開議

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日も大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。なお、本日は地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日の報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。本日も体調管理の観点から、議員及び執行部の皆様におかれましては上着の脱衣を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第7に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、発議第7号、西田祐三町長に対する問責決議案を議題といたします。提案者より説明を求めます。兼山議員。

○7番（兼山） 7番、兼山です。2度の問責決議を受けながら説明責任を果たさないなど、政治姿勢に変化は見られず、今回の大雨対応に際しても体制の不備を露呈した。このままでは町民の安全は守れない。西田祐三町長に対する問責決議案を読み上げて提案理由といたします。

ヒ素除去費用である1億3,900万円の半額強を町が更に負担する庁舎移転予定地をめぐり、県との売買契約の進め方に問題があったことで2度目の西田祐三海田町長の問責決議が可決した。今後もよりいっそう丁寧に説明をしていくと話した町長であるが、その後も、業者主催の近隣住民向け新庁舎建設説明会にも出席しないなど、その政治姿勢に変化は見られない。7月の大雨洪水により新庁舎建設周辺の道路は3年前と同様、冠水しても庁舎建設やヒ素の問題について西田町長は住民と向き合う機会など設ける考えがない。被災者へのお見舞いの言葉も見当たらない。2度目の問責決議での説明責任をいまだ果たさない。福祉センターでは土のうも置かず、その結果、設備が故障し、避難者の車両が水没した事実の報告は、関係者から指摘されるまで行われなかった。避難所では断水でもないのに賞味期限切れのものを誤って配布したことは大失態ではあるが、むしろ、実際に水を飲んだ住民や家族が苦情の連絡をした事実にも正面から向き合わず、調査中に先延ばしするなど、町にとって都合の悪い情報が共有されない、上司に報告されないという組織の実態、体質のほうにより強い危機感を抱く。組織の体を成していない。被災から3週間が経過しても、り災申請分はおろか、町全体の浸水被害そのものの把握が示されなかったため、町の災害対応の体制そのものに強い不安を感じる。また、町民は一日も早い復旧と安全を望み、それが安心につながる。平成30年7月豪雨災害の復旧計画は3年以内に終える基本方針としてきた。今年7月の大雨で、更に手間がかかる状況になった箇所もあるが、工事業者がいないので仕方がない、で早々と済ませるのでなく、全力で災害復旧工事完了を目指すべきだが、町長自らの一声が発されていない。苛酷な対応を迫られた平成30年7月豪雨災害時よりも対応能力が低下しているのは明らかで、早急な防災体制の立て直しがなければ、町民の生命と財産は失われる。これまで問責決議が2度も可決したにもかかわらず、その認識がないのか、命をかけて説明責任を果たす、と言えば住民や議会に聞こえが良い、答弁を指名されても黙っていればいい、何も言わなければ失敗はない、喉元過ぎれば熱さも忘れる感さえうかがえる。

これは忍耐ではなく、ただ目の前の問題から逃げているだけである。西田町長は町民の暮らしと安全を守ることが自身の責務であることを改めて自覚し、トップとして強いリーダーシップと責任感、決断力、説明責任、当事者意識を持って真摯に事業を推進し、機能不全した管理体制の再構築を早急に取り組むことを強く求める。以上、皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。小田議員。反対討論。

○4番（小田）4番、小田です。西田祐三町長に対する問責決議案に反対の立場から討論をいたします。

問責決議は拘束力がないとはいえ、重い決議でございます。既に2月定例議会で可決されており、短時間で何度も可決するものではなく、改善を見守る期間が必要と考えます。また、指摘されている案件についても、最終責任はトップにあると思いますが、まずはどこに問題があるかしっかりと吟味を行うことが必要です。特に、新庁舎周辺の浸水問題については、新庁舎建設に関する特別委員会で議論を行い、その対策についても議会としても指摘を行った上で議論を行い、双方確認をしている案件です。しかし、想定以上の事案が起こったのであれば、新たな事案として提案を行い、議会と執行部がその対策を議論すべきです。また、それ以外の案件についても、事務の執行上に問題があるのであれば、まずは適正な事務の執行を求めるべきで、直ちにトップの責任を求めるべきではないと考え、反対の討論といたします。皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）それでは、討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。発議第7号、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（桑原）御着席ください。起立少数と認めます。よって、発議第7号は否決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）この際、日程第2、認定第1号、令和2年度決算の認定について及び日程第3、認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題といたします。この2件については、去る9月1日の本会議において、決算審査特別委員会に付託をしておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長、崎本議員。

○13番（崎本）13番、崎本でございます。決算審査特別委員会の審査報告をいたします。本委員会は令和3年9月1日付けで付託されました案件を、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、海田町議会会議規則第72条の規定により報告いたします。付託案件及び審査経過については、お手元に配付した報告のとおりでございます。

審査の結果でございますが、認定第1号、令和2年度決算の認定については賛成多数により認定すべきと決定いたしました。認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、全会一致により認定すべきものと決定いたしました。また、下岡委員ほか1名から、認定第1号、令和2年度決算の認定に係る附帯決議案が提出され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決されました。以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。委員長の報告に対して質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

これより各議案について順次採決を行います。まず、認定第1号、令和2年度決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり認定すべきものであるというものでございます。討論ございますか。討論があるようなので、これから討論をします。反対討論。佐中議員。

○15番（佐中）認定第1号、令和2年度決算の認定について反対討論を行います。

令和2年度、新型コロナウイルス感染症対策で、県内でも率先して上位のランクで大変努力をされておりますし、5月19日の臨時議会では町単独で企業への支援金10万円や子どもへの支援として児童手当の受給者に対して1万円、医療機関、介護事業所等への

支援、飲食店への支援などされました。また、乳幼児医療費の無料化小学校3年生まで、保育所整備、児童クラブ整備事業や町営住宅の大規模改修工事、小学校体育館耐震補強工事、念願であった中学校給食事業や新畝橋整備事業、地域防災計画推進事業など災害に強いまちづくり方針や約12年かかった庁舎移転事業の問題を解決し、町民サービス向上に推進し事業を執行されました。それはそれとして評価はできますし、当たり前だと思います。しかし、国や県の言いなりになり、町民の目線で見ると、予算もそうですが、決算も次の理由で反対をいたします。2020年の3月3日と2021年令和3年2月2日には西田町長に対する問責決議を可決した、この二つも詳しく述べませんが、反対の理由の一つです。一番の問題は、庁舎建設事業を推進した結果、県との用地取得契約において県に瑕疵担保責任を求めない条項の契約を行い、その後に土壌調査を行ったために、本来は県負担となるべきヒ素土壌汚染対策費ほか負担をせざるを得なくなった。そのことにより、その費用約1億3,000万円、そのうち県から6,704万円の支援を受け、先ほど補正予算を可決いたしましたけれども、私は移転先場所の提案を行い、早期建設を最優先に望み、協力をしてまいりましたが、決算に当たっては到底認めることはできませんし、政治責任もあります。また、後期高齢者医療特別会計については、令和2年、3年度の保険料を引き上げるもので、75歳以上の保険料を年1人平均9万1,000円から1,899円引き上げて9万2,899円、低所得者の軽減措置の廃止、あるいは縮小、賦課限度額も2万円引き上げ、64万円になるため、高齢者に新たな負担を押しつけたもので認められません。また、国民健康保険税条例の改正及び予算については、海田町国民健康保険事業費納付金、町から県へ納付への財源を確保のため、昨年度より1,032円引き上げて提案をされ、全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に国や県の言いなりになり、町民の負担は限界に来ております。それを含めて、社会保障全体がだんだん悪化しております。議会が開かれる度に制度の改悪、値上げの連続となっております。これを改善する姿勢がなければ、町民負担は良くなりません。この後、賛成討論があると思いますが、これまでも良い事業のみ賛成討論の理由としておりますが、私が指摘をしている国や県の言いなりになり、そのまま提案し、そのことによって少しずつ暮らしにくくなり、社会保障全体が悪化している現状です。これらの悪化する案件について、賛成討論の理由の中身の討論を行ってください。この認定で賛成討論することや、賛成は町民に負担を重くすることを承認する結果となって背信行為です。憲法3原則の一つは、国民主権で町民が主人公です。大企業や資本家や富裕層が主人公の今の政治ではありません。二

つ目には基本的人権の尊重、三つ目には平和主義です。町民主人公で町民目線の立場で判断すると、到底賛成できません。以上の点を述べて反対討論といたします。

○議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。認定第1号、令和2年度決算の認定について賛成の立場から討論をいたします。

令和2年度においては、都市計画道路中店小学校線の全線供用開始のほか、小中学校情報通信ネットワーク環境の構築や児童生徒用タブレット端末の整備等に取り組むと同時に、新型コロナウイルス感染拡大への対策として、家計支援、事業者支援を行うなど感染拡大防止及び地域経済対策に取り組まれました。先日の決算審査特別委員会の審議においても、本町においての令和2年度予算は適法、適正に執行されたことが認められました。以上のことから、令和2年度決算の認定に賛成をいたします。皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（桑原）ほかに討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。認定第1号について、委員長報告のとおり認定することに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）御着席ください。起立多数と認めます。よって、認定第1号は認定することと決めます。

続いて、認定第2号、令和2年度海田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は原案のとおり認定すべきものであるというものでございます。討論ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより認定第2号について採決を行います。お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、認定第2号については認定することと決めます。

〇議長（桑原）日程第4、委員会提出議案第1号、認定第1号令和2年度決算の認定に係る附帯決議案を議題といたします。委員長より提案理由の説明を求めます。決算審査特別委員会委員長、崎本議員。

〇13番（崎本）決算審査特別委員長の崎本でございます。認定第1号令和2年度決算の認定に係る附帯決議案を提出いたします。

平成30年7月豪雨災害の復旧工事について、3年以内で終わる方針とされてきましたが、令和2年度一般会計決算において、災害復旧関係の多額の費用が令和3年度に繰り越されており、令和3年度中に完了するものか疑問が残ることでございます。また、町道の復旧工事が進まず、今年7月の大雨に更に被害が拡大する悪循環であり、中小事業者をかき集めてでも予定どおり災害復旧工事完了を目指すべきであったことなどから、執行部は町長を筆頭に総力を挙げ、全力で災害復旧工事に取り組むよう、強く要望するものでございます。細部はお配りしております案のとおりでございます。以上で説明を終わります。

〇議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。大高下議員。反対討論。よろしく申し上げます。

〇6番（大高下）6番、大高下です。委員会提出議案第1号、認定第1号令和2年度決算の認定に係る附帯決議案に反対の立場から討論をします。

提案されている附帯決議案は、災害復旧工事の繰越明許費のことを指摘され、特に災害復旧工事の取組を強く求められています。これらは予算上の問題であり、既に予算審議で議決を行っております。災害復旧の取組についても予算執行の問題であると考えます。決算審査は予算執行の結果、それが適正に行われることなどを審査する場であり、繰越明許費のうち事故繰越しが起こっている問題について指摘するのであれば、事故繰越しが起こらないよう求める附帯決議にするべきであると考えます。以上のことから、附帯決議案に反対の立場で討論を行いました。皆様の賛同をよろしく申し上げます。

〇議長（桑原）続いて、賛成討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第1号について、原案のとおり決するに賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（桑原）はい、着席してください。起立少数と認めます。よって、委員会提出議案第1号は否決をされました。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第44号議案、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第44号議案、工事請負契約の変更契約の締結について。海田町新町地内において施工する瀬野川右岸排水区中筋分区雨水整備工事その2の請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第44号議案、工事請負契約の変更契約の締結について御説明いたします。

議案書その2の1ページをお願いいたします。変更契約の内容でございますが、工事名は瀬野川右岸排水区中筋分区雨水整備工事その2、工事場所は海田町新町地内、変更後請負金額は5,291万2,200円で、今回、変更による増額は399万9,600円です。受注者は有限会社長谷川組、工期は令和元年10月12日から令和4年3月18日まででございます。

続きまして、工事の内容について担当課から御説明いたします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）続きまして、工事の内容について御説明いたします。資料16の工事箇所図を御覧ください。この工事は新町、稻荷町地区の浸水被害の軽減を図るため、既設水路とポンプ井をつなぐ流入渠を整備するものです。既に契約締結をしておりますが、工事着手に向けた地元調整の中で、工事に伴う建物への影響や工事期間中の出入りの不自由さについて、近隣の住民の方から強い懸念が示されたため、ポンプ井の設置位置を建物との距離がより確保できる工事等箇所図の下段の位置図で赤色で着色している箇所に変更することといたしました。これに伴い、支障となる地下埋設物の移設や電柱防護の追加、既設水路からポンプ井をつなぐ流入渠の延長の増加などにより増額となるため、変更契約の締結についてお願いするものでございます。次に、裏面を御覧ください。

さい。工事スケジュールといたしましては、引き続き、地元調整と地下埋設物の移設を行い、11月頃からポンプ井の設置に着手し、来年3月18日までに完了する予定としております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。第44号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、第45号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第45号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第6号。この度の補正予算につきましては、海田町事業継続応援金第2弾給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第45号議案、令和3年度海田町一般会計補正予算第6号について御説明いたします。

初めに資料17、令和3年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料17の3ページ、4ページをお願いいたします。商工費の海田町事業継続応援金第2弾給付事業については、事業概要資料として資料18を併せて提出しておりますが、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等により売上げが大幅に減少し、経営に影響を受けている町内の中小企業者等を応援することを目的に、対象者に5万円を給付するため増額するものでございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。資料の1ページ、2ページをお願いします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、事業者支援分として追加交付さ

れるもので、この度の事業継続応援金第2弾の給付事業に全額充当いたします。また、次の前年度繰越金については、この度の補正の財源調整として増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第45号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2,561万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億5,519万円とするものでございます。以上で、令和3年度海田町一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。2点ほどちょっと確認というか、質問します。まず1点目、これ、国から来たお金でそのままやられとるような格好ですが、5万円を、今、どこの、こういう関係者については、目一杯になつとるような感じがするところが多いと思うんですよ。前にも質問したと思うんですが、単町費を突っ込んで金額を多くするとか、そういうことをなぜされなかったのか、これがまず、第1点目。2点目、先ほど申しましたように、どこも皆、精一杯やつとる中で、最大限早く支給する必要があると思います。それについて、前回よりも手続きを簡易にするとか、そういう面については検討されているんでしょうか。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）まず1点目につきましては、今回、まん延防止重点措置から緊急事態宣言に変わりました、売上の減少等が起きております。基本的にはこれは県が飲食店、1日幾らという形の支援金、それから、それ以外の業者については月次支援金というところで中小企業者に20万円、個人事業者に10万円というのが、売上げ減少30パーセントのものでなされております。今回の国から下りてきた交付金につきましては、初めて市町村のほうに直接金額が示されて交付がされるものでございますけども、町としてはこの機会をとらまえて、この国、県の今やっている制度の補完というところで、今回、制度を組み入れさせていただいたものでございます。その中で、県が30パーセントの減少率にしているところを20パーセントにするなどして、幅広く業種、それから、事業者の方をとらまえるように制度を作ったものでございます。それから2点目の、前回、同じような事業をやりましたので、そこで兼用できるものについては兼用するように、今回、要綱、それから様式のほうを改正させていただきました。それから、こう

いった時期でございますので、できれば窓口での対応を減らしたい、それから申請のスピードを上げたいということで、ウェブ申請、オンライン申請のほうも、今回、ちょっとデジタル推進課のほうに協力を得まして構築しておりますので、そういったとこで、申請の利便性のほうは向上させたいというふうに考えております。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）1点目につきまして、追加で補足をさせていただきます。町としての負担でございますけれども、事業継続応援金第1弾ということで前回実施をしたときに約400件の申請がございましたが、この度ではその400件を超える申請も想定をしております。国からの交付金では400件を想定しておりますけれども、今回予算は500件分をお願いいたしまして、追加の100件分につきましては、町費を投入して交付を支援していきたいと考えております。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）2点目については理解できました。できるだけ素早い交付をお願いしたいと。それから、1点目の問題について、私がお聞きしたのはその件数を増やすとかいう話じゃなくて、5万円を、例えば10万円にするとか、町としての独自の施策をこれに付け加えることができなかつたんですか。できなかつたんならばなぜなんですかってお聞きしたんですが、それについて答弁がないです。再度、答弁してください。

○議長（桑原）魅力づくり推進課長。

○魅力づくり推進課長（脇本）繰返しになりますけれども、あくまで町の独自の施策として検討させていただいたものでございます。県の飲食店の支援金、それから月次支援金の内容を踏まえまして、先ほども部長申しましたけれども、国の交付金に町の財源を加えて、それで今回5万円という設定のほうをさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）先ほどの企画部長の答弁だと、上乘せしとるんじゃないじゃないですか。件数が増えるだろうと見込んどるだけの話じゃない。私が言ってるのはもともとの金額を国から来たお金だけを出すんじゃないかと、町としてそういう気持ちはないのですかとお聞きしとるんですよ。5万円を10万円に上げるとか、そちらのことを聞いているので、町として単独にそういうことを考えることはしないのか、するのか、はっきりそれを答えてください。おっしゃられているのは、件数を400件、国が見込んどる、けれど、うちは500件ぐらい見込みますよと、それだけの話じゃないですか。もっと困っとる人に

対するところに目を向けて、それに対して我々が町としてどこまでできるか。確かに国から金が来た、町が自由に使ってもいいよという中でこういう事業やった、それは単独、町が考えた事業として認めますよ。それだけじゃなくて、そのもう一歩先は考えれんですか。それこそ全体会議でやられとるなら全体会議でそういう意見は全く出なかったんですか。きちっとした答弁をしてくださいよ。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新型コロナウイルスの拡大に伴う影響につきましては、多くのところで影響が出ているかと思えます。その影響に対して、国・県・町として、町でそれぞれがいろんな支援策のほうを講じているところでございます。この度、国のほうから臨時の交付金が出たということ踏まえまして、町としては国・県の制度に補完するような形で対象を拡充しながら、件数も多く見込みながら、町内の事業者さんを応援しようとしたものでございます。

○議長（桑原）答えになってないじゃないですか。5万円以上、町費で出すことはできなかったか、考えなかったのかという話、そういう質問でしょうが。企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の制度設計に当たりましては、この度は町からの応援金でございますので、その趣旨も踏まえまして5万円という額を設定したものでございます。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。下岡議員。

○9番（下岡）資料18の応援金の概要、対象者の1、町内に事業所を有する中小企業者、小規模企業者及び本業で事業を営む個人事業主、括弧として事業収入の50パーセントを超えるかどうかで判断、となってるわけですけども、この括弧の中というのが意味が取れない。本業で事業を営む個人事業主とあるからですよ、総収入の中で事業収入が50パーセントを超えるかどうかで判断というのなら意味が分かるけども、主語は何なんですか。事業収入の50パーセントを超えるかどうか、何が50パーセント事業収入のうち超えるかどうかで判断するんですか。意味が分からない。実際にどういう手続きでやるんですか、チェックを。ちょっと説明してください。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）資料18の括弧書きのところでございますが、こちらにつきましては、本業の判断につきまして、給与所得等がある方の場合には事業収入の割合が50パーセントを超えるかどうかで判断をするというものでございます。御指摘のとおり、ちょっと分かりにくい表現もあったかと思えます。申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより第45号議案について採決を行います。お諮りいたします。第45号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第7、委員会提出議案第2号、瀬野川河川堆積土砂の除却に関する意見書案を議題といたします。提案理由の説明を求めます。総務建設委員会委員長、宗像議員。

○10番（宗像）総務建設委員会委員長の宗像です。瀬野川河川堆積土砂の除却に関する意見書案につきまして、意見書を読み上げることで提案理由に代えさせていただきます。

平成30年7月豪雨により本町は甚大な被害を受けた。この災害で瀬野川河川内に大量の土砂や流木等が流出し、堆積したため、河床が上昇し、流下能力不足のリスクが高まっている状況が被災後3年以上経過した現在も続いている。特に、瀬野川河口部には上流から流れてきた土砂等が大量に堆積し、河床の上昇は時間の経過と共に甚だしくなっている。また、近年の頻発化、激甚化する豪雨により氾濫危険水位を超過する危険性が増し、瀬野川の氾濫等更なる災害が発生するのではないかと町民の不安は一層高まっている。広島県におかれては、平成30年7月豪雨災害発生から復旧・復興に取り組んでいただいているところではあるが、河道が本来持っている流下能力を確保・維持することにより、町民の生命や財産を守り、町民が安心して暮らすことができるよう、早急に海田町域の瀬野川河口部の堆積土砂の除却を要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。以上でございます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○13番（崎本）ここに河口部とありますが、河口部はどこからどこの位置を示すか。それともう一つは、さっきの災害の、早期実現をいうて書いてあるんじやが、私は県に対し

て、災害、早期にしてもらわなかったら、皆さん、総務建設委員長も知っちゃってと思うんじゃないが、前田先生の前のほう、何ぼ取ってもですよ、一雨降ったらまた同じほど集まってくるんよ。ほいから、日下橋の下には土留め工ちゅうもんがあるんよ。そこで一定の土砂をためんかったら、昔の石積みは空積みであって、その影響が出るから、河口部はどこからどこまでか、今、説明を求めたんじゃないが。その石積みは危ないから、昔は、その石垣にパッチングなんかしたらいけんということがあったんじゃないが、今、危ないから皆、川の堆積がどうのこうのじゃなし、やるやるいうんじゃないが、今の2点。河口部いうたらどこからどこまでの位置を示すか。それからこの要望書に、取るんなら、災害復旧も早うして、上のほうからも取ってもらうようにせんかったら、海田町ばかり取ったって、一雨降ったらすぐたまるのが分かっちゃることやけん、そこら、どういうふうに委員長は考えるか、ちょっとその2点だけ。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）まず、河口部の問題についてでございますが、河口部につきましては、ひまわり大橋があるところに、せきがあると思います。そのせきからを、基本的には河口部というのではないかと私は理解しております。実際、現在取っていただきたいのは、明神橋から下でございますので、その辺もお含みをいただきたいと思います。もう1点、土砂をせっかく撤去しても、まだ工事が済んでないということで、一部工事のために河川の中に盛土した土が流れてきて、せっかく取った土がまた元に戻ってくることを御指摘されていると思います。この点につきましては、建設部のほうから御説明の中で、今年度11月までにその工事が終わり、全部撤去され、その後、広島県による、今現在、瀬野川流域につきましては土砂の堆積状況をチェックしていただいております。それが終わり次第、その状況に応じて、広島県のほう、撤去するというお話を伺っております。そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより委員会提出議案第2号について採決を行います。お諮りいたします。委員会提出議案第2号について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第2号は原案のとおりこれを決します。なお、ただいま議決をした意見書については関係機関に送付をいたします。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。令和3年第6回海田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。9月1日から開会の海田町議会定例会におきましては、議員の皆様方には慎重に御審議をいただき、ありがとうございました。本定例会に提出させていただきました議案につきましては、いずれも原案のとおり議決をいただきまして厚く御礼を申し上げます。皆様から賜りました御意見や御要望は、これからの町政の執行に当たり、細部にわたりできる限り尊重し、住民サービスの向上につなげるよう、自らの責任を果たしてまいる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。私の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和3年第6回海田町議会定例会を閉会といたします。大変御苦労様でした。

午前9時56分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員